

令和3年1月14日

生徒並びに保護者の皆さま

県立宝塚北高等学校

校長 宮垣 覚

緊急事態宣言発出を受けての教育活動について

兵庫県を含む近畿2府1県に緊急事態宣言が発出されました。文部科学省通知、県教育長通知を踏まえ、本校では、以下の事項に留意し、感染防止対策を徹底して教育活動を実施いたします。ご家庭での感染防止対策の実施を含め、ご理解、ご協力よろしく願いいたします。

1 教育活動

- ・感染リスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。
- ・緊急事態宣言発出期間(2/7まで)は、県外における活動(受験及び就職活動を除く)を行わない。
- ・受験及び就職活動に当たっては、事前の体調管理に合わせ、保護者を含めた感染防止対策を徹底する。

2 感染症対策

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・「三密(密集・密接・密閉)」の回避→各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する
- ・手洗い、消毒を徹底する。
- ・換気の徹底→教室、職員室、準備室、更衣室等では、適切な温度管理に十分留意しながら、換気を行う。
- ・毎日の登校、出勤前の健康観察(体調確認、検温等)を改めて徹底する。また、登校後も、体調観察に努め、体調の不調に気づいた場合は、迅速に対応をとる。
- ・緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。

(2) 感染リスクの高い活動の回避

- ・「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」(下記★参照)は、行わない。
 - ★各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ★理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ★音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱(注)及びリコーダー等の管楽器演奏」
 - ★美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ★家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ★体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 体育

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底する。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用の必要はないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
- ・授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行う。

(裏面に続く)

(表面から続く)

(4) 食事等の飲食の場面

- ・食事をとる際は、食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・食事の際は、飛沫を飛ばさないよう、席の配置など工夫し、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
- ・食事後の会話時には、必ずマスクを着用する。(マスクを外した状態で会話をしないこと)
- ・狭く換気も十分でない場所(部室や控え室等)での昼食を禁止する。

(5) 部活動における感染症対策の強化

- ・十分な感染防止策を実施した上、実施場所は原則、学校及びその周辺とする。
- ・「生徒同士が組み合うことが主体となる活動」、「身体接触を伴う活動」、「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」は行わない。
- ・「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日 4 日 2 時間以内、土日 1 日 3 時間以内を厳守する。
- ・令和 3 年 2 月 7 日までの間(緊急事態宣言が発出されている期間)は大会*、練習試合、合宿は行わない。
(※高体連、文化関係連盟が主催する大会等を除く。大会に参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認、徹底を図る)
- ・部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控える。
- ・部活動終了後は、校門の外などでとどまることなく、速やかに下校する。

(6) 心のケア

- ・きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に対応する。

(7) 学校外の行動における留意事項

- ・特に 20 時以降の不要不急の外出は控える。